

定期預金つなぐ

令和2年9月1日現在

商 品 名	定期預金「つなぐ」
販 売 対 象	個人の方
期 間	1年
預 入 (1)預 入 方 法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位	一括預入 100万円以上 ただし、定期積金満期100万円以上からの預入に限ります。 1円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1)適 用 金 利 (2)利 払 方 法 (3)計 算 方 法	満期日に、次に定める利率を預入日に遡って適用します。 預入日の店頭金利×5倍とします。 満期日以降に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。
税 金	個人のお利息には、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には復興特別所得税が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。
手 数 料	—
付 加 可 能 な 特 約 事 項	個人の方はマル優の取扱いができます。

<p>中途解約時の取扱い</p>	<p>満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた利率(小数点第2位未満切捨て)により計算した利息とともに払戻します。</p> <p><スーパー定期の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 預入期間が6カ月未満の場合 中途解約日現在の普通預金利率 ◇ 預入期間が6カ月以上1年未満の場合 約定利率×50% <p><大口定期預金の場合></p> <p>(1)預入期間1ヶ月未満の場合以下の3通りの利率を算出し、最小となる利率を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 解約日現在の普通預金利率 ◇ 約定利率－(約定利率×30%) ◇ 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数 <p>(2)預入期間1ヶ月以上の場合以下の2通りの利率を算出し、低い方の利率を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 約定利率－(約定利率×30%) ◇ 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数 <p>* 基準金利とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</p>
<p>金利情報の入手方法</p>	<p>金利は店頭のコイン表示用モニター又は、店頭備え付けのコイン表示ボード及び、窓口へご照会ください。</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-22-1379 内線 401)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>(1)新規のお預け入れのみに限らせていただきます。</p> <p>(2)他商品の金利特典との併用はできません。</p> <p>(3)ATMでのお取扱いはできません。</p> <p>(4)預金担保のお取扱いはできません。</p>
<p>預金保険について</p>	<p>預金保険制度の付保対象商品です。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</p>